

災害文化の育成と継承

—兵庫県三木市における災害時要援護者の同意書提出状況と共助意識の関心の分析から—

上野 卓哉ⁱ 牛 軻ⁱⁱ 有馬 典孝ⁱ 有馬 昌宏ⁱ

ⁱ兵庫県立大学応用情報科学研究科 ⁱⁱウエダ産業株式会社

Fostering and Succession of Disaster Culture

Takuya UENOⁱ, Ke NIUⁱⁱ, Michitaka ARIMAⁱ and Masahiro ARIMAⁱ

Graduate School of Informatics, University of Hyogo Ueda Industries Co., Ltd.

要旨

阪神淡路大震災や東日本大震災で明らかになったことは、平時からの災害対応であり、経験や学習から生まれる災害文化を育成・継承していくことが必要である。しかし、2005年3月の内閣府による災害時要援護者支援ガイドラインの策定を受け、災害時要援護者を支援するための作業の第1段階として災害時要援護者を特定するために同意書の提出を求めている自治体があるが、思うように同意書が集まらない自治体が散見される。そこで、住民の共助意識が高い地域と自助意識が高い地域とではどちらが同意書提出者の提出率が高くなるのかについて、2008年12月から2009年1月にかけて兵庫県三木市で実施した世帯を対象とする意識調査と実態調査に基づくデータ解析を行い、同意書提出率の違いをもたらす要因についての検討を行うことで、地域社会の間での自助・共助意識の違い、ひいては災害文化のレベルの違いを明らかにすることを試みた。

キーワード：災害文化，災害時要援護者支援，同意方式，共助，住民意識調査

1. はじめに

基礎的な地方公共団体である市区町村は、災害対策基本法第5条第1項の規定で、「当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」とされ、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発などの災害を未然に防止し、災害が発生した場合には被害の拡大を防ぎ、発生した災害からの復旧を図る役割を求められている。一方で、災害対策基本法第7条では住民の責務が規定されており、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」とされている。さらに、同法の第5条第2項には、「市町村長は、前項（前出の第5条第1項）の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区

域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」と規定されており、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織の充実の必要性が明確に示され、第8条第2項では「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」とされた上で、第13号に「自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項」が示されている。

この災害対策基本法に定められているように、自治体と住民ならびに地域の自主防災組織が公助・自助・共助（互助）と呼ばれるそれぞれの責務を果たせば、災害防止や減災により被害を最小限に食い止めることが可能になるはずである。しかし、現実には災害が発生して、多くの貴重な人命や財産が失われている。その中には、地方公共団体の避難勧告などの対応の不適切さ、住民の災害避難に関する情報や避難活動に対する誤解などが原因となっている事例も少なくはない。また、災害対策基本法第8条第2項の「実施に努めなければならない」とされる事項の第15号に示されている「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項」に関連して、これらの対象者を災害時要援護者として避難支援が検討・実施されてきているが、未だに十分ではなく、災害時要援護者に該当する住民に被害が多く出ているのも事実であり、地域の自主防災組織による地域の要援護者支援の体制づくりも喫緊の課題となっているのが現状である。

このような状況の中、2005年3月に内閣府が「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定し、災害時要援護者を支援するための第1段階として災害時要援護者名簿の作成に着手している自治体が増えてきているが、思うように名簿が整備できない自治体が散見される。我々は、ここに、地域による災害に対する備えに関する意識の違い、あるいは林（1988）が『「住民間に共有されている価値、規範、信念、知識、技術、伝承などによって構成」された、『「災害常襲地のコミュニティに見いだされる文化的な防災策』であり、『災害の抑止や災害前兆の発見、災害発生後の対応において人々がとるべき対応』を内容とするもの』として定義している『災害文化』が地域で醸成・継承されているかどうかの影響しているのではないかと考えている。そこで、要援護者名簿の作成方法の一つである同意方式を取り上げ、災害文化の醸成・継承の度合いが住民の共助意識と自助意識と公助意識のどれを重要視するかの意識の違いで捉えられるものと考え、住民の共助意識と自助意識と公助意識が同意書の提出率に影響を及ぼすのかどうかについて、2008年12月から2009年1月にかけて兵庫県三木市で実施した世帯を対象とする意識調査と三木市の協力で行われた実態調査の調査結果に基づくデータ解析を行い、同意書の提出・未提出の違いをもたらす要因についての検討を行った。

本稿では、まず、第2章で国民の自助・共助・公助に対する意識と災害時要援護者名簿の策定の状況について概説し、第3章で兵庫県三木市で実施した住民意識調査について説明する。第4章で同意方式による災害時要援護者支援についての周知度と同意書提出状況および同意書提出意向に関する状況とこれらを規定する要因についての分析を試み、最後の第5章で今後の課題も含めて本稿をまとめる。

2. 自助・共助・公助意識と災害時要援護者支援

防災あるいは減災を実現するには、自助と共助と公助の各活動が必要である。内閣府が2002年9月に実施した「防災に関する世論調査」（内閣府（2002））では、災害発生時にその被害を軽減するために取る対応として、「公助に重点を置いた対応」が24.9%、「共助に重点を置いた対応」が14.0%、「自助に重点を置いた対

応」が 18.6%、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応」が 37.4%との結果となっているが、災害時の被害を防いだり緩和するためには、まずは居住する自宅において自分自身や家族で対応できる対策は講じる自助を行った上で、近隣で助け合いながら救助や避難をするという共助を行うことが必要となる。しかし、内閣府がこれまでに実施してきている「防災に関する世論調査」や「防災に関する特別世論調査」(内閣府(1999, 2002, 2005, 2007, 2010))によれば、設問の回答選択肢が異なるために単純には比較はできないものの、大地震に備えてとっている対策として、「特に対策をとっていない」との回答は、1999 年の 34.0%から、2002 年は 31.0%、2005 年は 29.7%、2007 年(この調査では「特に対策をとっていない」という回答選択肢は用意されていない)は 13.5%、2009 年は 24.2%へと推移しており、何らかの対策をとっている人あるいは世帯は着実に増加はしてきているものの、直近の調査でも 4 人に 1 人(あるいは 4 世帯につき 1 世帯)は大地震に備えて自助による対策を講じていないことが判明している。また、これらの一連の時系列の調査結果は、現代において未曾有の被害を出した阪神・淡路大震災を契機に、自助や共助の重要性は認識されながら、自助の対策を講じている人々(世帯)の増加は頭打ちとなりはじめ、増加傾向が反転して逆に自助の対策を講じない人々(世帯)が増え始める兆候を示しているのではないかと考えられる。

ところで、地震や台風などの自然災害による被害が頻発して災害大国と呼ばれることもある日本では、建物の耐震化やダム・堤防の整備などの社会基盤の防災対策は進んでいるが、核家族化が進んだ上に少子高齢化が急速に進展し、特に地方の自治体においては人口構造が大きく変化するとともに人口減少に直面し、近年の自然災害では自力での避難行動が困難な高齢者の犠牲者に占める割合が非常に高くなってきている。このような現状の中、内閣府は、2005 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を出し、全国の基礎自治体に対して、「高齢者や障害者など、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動に支援を要する者」と定義される「災害時要援護者」の一人ひとりに複数の避難支援者を定めるなどの具体的な避難支援計画を早急に策定するように求めている。しかし、多くの自治体では、個人情報保護や組織横断的な情報共有を阻害する縦割行政の壁などに阻まれて、災害時要援護者名簿が整備できていないのが現状である。

実際、総務省消防庁の実施した調査によれば、2010 年 3 月 31 日時点で、全国 1,750 市区町村のうち、災害時要援護者名簿(要援護者の名前等が掲載され、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの)を整備中の自治体は 88.7%(2009 年 3 月末時点では 1,800 市区町村のうち 66.4%)であり、個別計画(個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの)を策定中の自治体は 72.7%(2009 年 3 月末時点では 40.3%)にとどまっている。

災害時要援護者名簿の作成に当たっては、関係機関共有情報方式(個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等間で情報を共有する方式)、同意方式(要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式)、および手上げ方式(要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式)の 3 方式があり、2008 年 3 月末時点での総務省消防庁の「市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査」によれば、調査対象の 1,816 市町村のうち、要援護者名簿の作成に着手している自治体は 1,165 団体であり、要援護者名簿の作成にあたっては、関係機関共有方式と同意方式と手上げ方式の 3 つの方式を併用している自治体が 204 団体で最も多く、次いで同意方式と手上げ方式の併用が 202 団体、関係機関共有情報方式と同意方式の併用が 173 団体、関係機関共有情報方式のみが 166 団体、同意方式のみが 144 団体、手上げ方式のみが 95 団体の順となっており、62.1%にあ

表1 災害時要援護者数の推定結果と各方式による内訳と重複状況

	リストアップされた要援護者数	個々の方法のみで該当	他の方法との重複リストアップ			
			同意書提出者	福祉データ	65歳以上高齢者のみ世帯	3方式の全てに該当
同意書提出者	3,355	800		1,109	2,349	903
福祉データ	4,313	847	1,109		3,260	903
65歳以上世帯	10,189	5,483	2,349	3,260		903

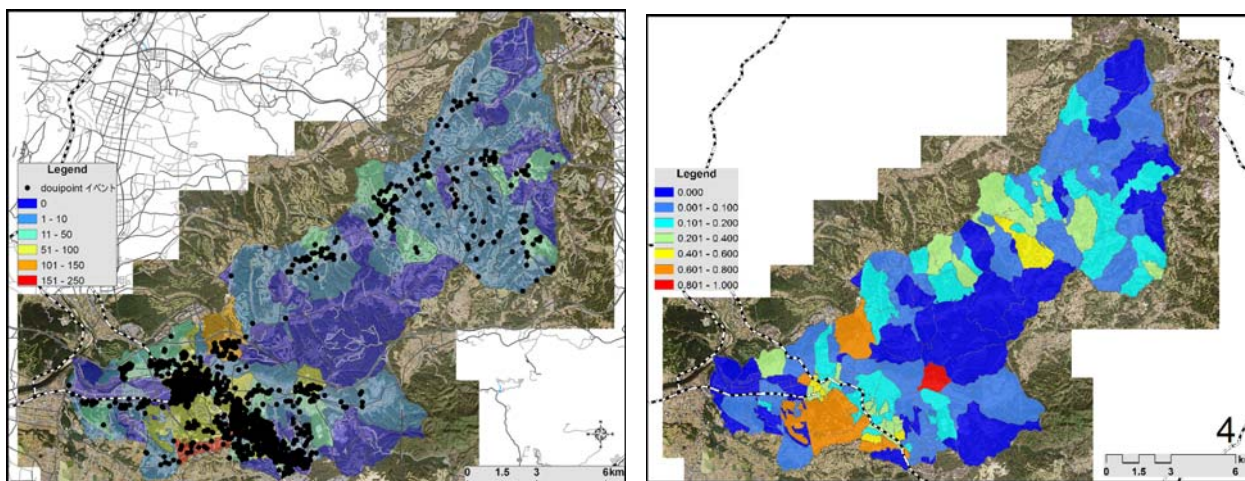


図1 三木市での同意書提出者の居住地点と自治会別提出者数および高齢者に占める提出者比率

たる 723 団体では同意方式が採用されている。

しかし、我々が災害時要援護者支援に関する共同研究を行っている兵庫県三木市では、2007 年 10 月から関係機関共有情報方式から同意方式へと切り替えて要援護者名簿の作成を進めてきているが、同意書提出者が当初の予想よりも少ないことが判明したため、関係機関共有情報方式の三木市での基準 A（住民基本台帳データから 65 歳以上の高齢者のみ世帯に居住する住民）と基準 B（福祉データとして、障害者手帳データより身体障害者手帳 1 級と 2 級の交付者、人工透析患者、介護保険の要介護度 3 以上の要介護者）を適用して 2008 年 11 月末時点での要援護者と推定される住民を抽出してみたところ、内訳は表 1 に示すが、いずれかの方式で要援護者に該当する住民として 12,945 人がリストアップされ、同意方式による 3,355 人との差の 9,590 人は要援護者である可能性があるにも関わらず、何らかの支援が必要かどうかの確認ならびに支援が必要な場合の対策が講じられていないままであるという問題が明らかとなった。

また、図 1 に示すように、同意書提出者の居住場所をプロットするとともに、三木市内の 199 の自治会別に同意書提出者数を集計してみたところ、自治会によって同意書の提出状況に大きな違いのあることが判明した。

そこで、住民の防災意識や防災対策の現状を明らかにするとともに、「災害時要援護者に該当しながら同意書を提出していない住民がいるかどうか」、「いるとすればどうしてなのか」を明らかにするとともに、「避難支援者に志願してくれる地域住民がどのくらいいるのか」を探るために、我々は、三木市と三木市区長協議会連合会の協力を得て、住民意識調査を実施することにした。

3. 三木市住民意識調査の概要

「災害時要援護者支援ならびに新型インフルエンザ対策のための市民意識調査」と題する質問紙による住民意識調査を、三木市および連合自治会に相当する三木市区長協議会連合会の協力を得て、2008年12月から2009年1月にかけて、三木市内の199自治会の中で協力の得られた178自治会に加入の全世帯を対象に実施した。

具体的には、個人属性を問う質問としては、性別、年齢、職業、住居形態、築後年数、同居世帯人員数、同居家族構成、自動車保有状況、通勤・通学先、通勤・通学交通手段を、地震ならびに風水害に対する対策の現状や意識を問う質問としては、1)自宅ならびに居住する地域の風水害および地震に対しての危険性の認識、2)風水害および地震による被害の経験、3)避難所への避難経験の有無、4)災害対策の実施状況、5)避難準備情報と避難勧告と避難指示の意味の理解度、6)避難所への移動手段、7)同意方式による要援護者登録制度の周知と利用状況、8)災害時に同意書を活用するための情報システムの構築の必要性和機密保護に対する不安および同意書情報を提供してもよい機関の範囲、9)近隣の要援護者支援の可否、10)要援護者支援を依頼された場合の対応、11)身につけているICカードの種類、12)災害時に医療・介護情報などを記録した住民基本台帳カードを利活用することの賛否とその理由、13)風水害の発生が予想される場合の避難の判断のための情報源、14)避難勧告などが発令されたときや地震が発生してライフラインが停止した場合などの具体的対応、15)通勤・通学先で自宅のある地域に避難勧告などが発令された場合や地震が発生した場合の対応、16)家族と連絡がとれなく場合の連絡方法、17)自助と共助と公助の重要度について順位付けと100点の配分による定量評価を設問している。

三木市内では10の区長協議会が存在するが、そのうち、夫婦間での意識や行動の異同を見るために、自由が丘地区では世帯に2票の調査票を配布して世帯主と配偶者での回答を求め、それ以外の地区では、各世帯に1票を配布して20歳以上の世帯員に回答を求めた。調査票は、高齢の方にも読みやすいようにフォントサイズを大きくしたため、B4版8ページ構成で44問にもわたる面倒な内容であったにもかかわらず、回収調査票数は18,913票、回収世帯数は16,064世帯で、三木市の住民基本台帳に登録されている全世帯（2008年12月末日時点で31,511世帯、人口は83,711人）を母集団とすると、世帯回答率は50.9%となった。なお、世帯を対象とする調査であるため、回答者の年齢分布は40歳代以下で低く、50歳代以上で高くなっている。

以下の分析では、同一世帯で2票の回答が得られている場合には、それぞれに0.5のウェイトを乗じて世帯調査としてのサンプルの歪みの補正を行っている。しかし、男女・年齢別の世帯構成員数に関するデータは入手できなかったため、性別ならびに年齢別のサンプルの偏りの補正は行っていない。

4. 住民・地域の共助意識と同意書提出状況

図1に示した三木市における同意書の自治会別の提出状況から、互いに助け合う共助意識の高い地域では、要援護者は敢えて同意書を提出しなくても避難支援が得られるために同意書が提出されていないのではないかと仮説が生まれた。一方、自助意識が高ければ、避難に支援が必要であれば同意書を提出する可能性が高くなるものと予想される。実際、市役所の担当職員に対するヒアリング調査からも、中山間地域の農業を中心とする集落では、自治会の会長や役員が地域の状況を十分によく把握しているために、同意書の提出率が低いとの感想が得られている。

そこで、三木市役所からのデータの提供を受けて、199の自治会の一部は統合の上で集計データが得られ

表2 同意書の周知・提出意向・提出状況の規定要因の分析結果

	同意書の周知		同意書を知らない		同意書を知っている	
	同意書提出意向	同意書提出状況	同意書提出意向	同意書提出状況	同意書提出意向	同意書提出状況
サンプル数	7631.3	9378.7	1958.7	2414.3	840.5	1056.0
-1x対数尤度	3458.7	4364.0	1245.5	1546.5	441.5	591.5
McFaddenの擬似決定係数	0.1710	0.1307	0.0575	0.0339	0.2711	0.1629
項	推定値	推定値	推定値	推定値	推定値	推定値
切片	-2.048 ***	-1.854 ***	0.573 *	0.715 ***	-1.180 **	-0.763 *
性別[1. 男性]	-0.149 ***	-0.110 ***	-0.171 **	-0.176 ***	-0.328 ***	-0.211 **
年齢[1. 20歳代]	-0.596 **	-0.915 ***	0.195	0.043	-1.249	-1.013
年齢[2. 30歳代]	-0.428 ***	-0.490 ***	-0.385 **	-0.318 **	-0.283	0.101
年齢[3. 40歳代]	0.002	0.023	-0.054	-0.133	-0.005	-0.081
年齢[4. 50歳代]	0.256 ***	0.336 ***	0.009	0.008	0.085	0.045
年齢[5. 60歳代]	0.344 ***	0.496 ***	0.124	0.128	0.191	0.017
職業[1. 会社員・団体職員]	-0.194	-0.175	-0.096	-0.020	0.037	-0.135
職業[2. 公務員]	0.809 ***	0.831 ***	0.422 *	0.391 *	-0.598	-0.480
職業[3. 自営業]	-0.143	-0.092	-0.093	0.016	0.014	-0.013
職業[4. パート・アルバイト]	-0.215	-0.224 *	0.121	0.079	-0.243	-0.087
職業[5. 学生]	-0.325	-0.388	0.313	0.066	2.277	1.978
職業[6. 家事専業]	0.043	0.017	-0.278	-0.208	-0.173	-0.099
職業[7. 退職後年金生活]	0.197	0.144	-0.227	-0.222	-0.481	-0.363
職業[8. その他]	-0.130	-0.095	0.169	0.152	-0.759	-0.612
単身世帯ダミー	-0.116	-0.196 *	0.065	0.063	-0.581 *	-0.151
地区[1. 三木]	-0.364 ***	-0.371 ***	0.135	0.087	1.032 ***	0.747 ***
地区[2. 三木南]	0.313 ***	0.297 ***	0.419 *	0.386 *	0.914 ***	0.696 ***
地区[3. 別所]	-0.745 ***	-0.707 ***	0.119	0.198	0.250	0.403
地区[4. 志染]	0.105	0.209 *	-0.165	-0.284	0.376	0.327
地区[5. 細川]	0.205	0.437 ***	-0.068	0.023	-1.761 *	-0.856 *
地区[6. 口吉川]	-0.296	-0.156	-0.157	0.020	0.327	0.138
地区[7. 緑が丘]	0.407 ***	0.284 ***	0.267	0.100	-0.345	-0.344
地区[8. 自由が丘]	-0.545 ***	-0.626 ***	0.084	0.009	0.357	0.280
地区[9. 青山]	1.285 ***	0.980 ***	-0.355	-0.382 *	-1.203 ***	-1.036 ***
居住年数[1. 5年未満]	-0.215 **	/	0.096	/	0.345	/
居住年数[2. 5年以上10年未満]	-0.146	/	0.154	/	0.398	/
居住年数[3. 10年以上20年未満]	0.013	/	-0.100	/	-0.365 *	/
居住年数[4. 20年以上35年未満]	0.026	/	-0.152	/	-0.321 *	/
住宅タイプ[1. 木造一戸建て]	0.000	/	0.216	/	0.090	/
住宅タイプ[2. プレハブ系一戸建て]	-0.091	/	0.218	/	0.502	/
住宅タイプ[3. 木造集合住宅]	-0.332	/	-0.762 *	/	-0.555	/
住宅タイプ[4. 鉄筋・鉄骨集合住宅]	0.208	/	0.018	/	0.069	/
自宅風水害危険性[1. 危険]	-0.415 **	/	0.270	/	-1.052 *	/
自宅風水害危険性[2. どちらかと言えば危険]	0.096	/	0.031	/	0.022	/
自宅風水害危険性[3. どちらかと言えば安全]	0.150 **	/	-0.147	/	0.068	/
自宅風水害危険性[4. 安全]	0.070	/	-0.115	/	0.617 **	/
自宅地震危険性[1. 危険]	-0.173	/	-0.024	/	-0.307	/
自宅地震危険性[2. どちらかと言えば危険]	0.086	/	0.163	/	0.299	/
自宅地震危険性[3. どちらかと言えば安全]	0.074	/	0.137	/	-0.273	/
自宅地震危険性[4. 安全]	0.130	/	-0.178	/	-0.236	/
地域風水害危険性[1. 危険]	0.476 ***	/	0.283	/	0.486	/
地域風水害危険性[2. どちらかと言えば危険]	0.172 **	/	0.043	/	0.001	/
地域風水害危険性[3. どちらかと言えば安全]	0.029	/	0.011	/	-0.403 **	/
地域風水害危険性[4. 安全]	-0.254 **	/	-0.246	/	0.251	/
地域地震危険性[1. 危険]	-0.118	/	0.018	/	0.403	/
地域地震危険性[2. どちらかと言えば危険]	-0.017	/	-0.015	/	-0.137	/
地域地震危険性[3. どちらかと言えば安全]	0.020	/	-0.222 *	/	0.187	/
地域地震危険性[4. 安全]	-0.035	/	0.125	/	-0.204	/
風水害被害有ダミー	0.178 *	/	0.137	/	0.062	/
地震被害有ダミー	0.074	/	-0.055	/	0.205	/
自助得点	0.003 *	0.004 **	-0.003	-0.006 **	-0.006	-0.005
共助得点	0.008 ***	0.008 ***	0.005	0.005	-0.003	-0.005

注) 説明変数の各属性の基準値は、性別は「女性」、年齢は「70歳以上」、地区は「吉川」、職業は「無職」、居住年数は「35年以上」、住宅タイプは「その他」、自宅風水害危険性と自宅地震危険性と地域風水害危険性と地域地震危険性は「わからない」である。推定値は、同意書の周知については「知っている」/「知らない」の対数オッズ、同意書提出意向については「提出したいと思う」/「提出したいと思わない」の対数オッズ、同意書提出状況については「提出している」/「提出していない」の対数オッズに対するものである。推定値の横の***は1%有意水準で、**は5%有意水準で、*は10%有意水準で、それぞれ推定値が有意であることを示す。

る135の地区別に自助と共助と公助のそれぞれを重要度の第1位とした回答者の比率と2010年12月20日時点での「自治会内の65歳以上高齢者のみ世帯居住者数に占める同意書提出者の比率」と「自治会内の総住民数に占める同意書提出者の比率」との間の関係を分析してみた。

相関・回帰分析を適用してみた結果、いずれも統計的に有意な結果は得られなかったが、「自治会内の65歳以上高齢者のみ世帯居住者に占める同意書提出者の比率」と自助、共助、そして公助をそれぞれ第1位とする回答者比率との相関係数は、自助で0.0842、共助で0.0119、公助では-0.0637であり、「自治会内の総住民に占める同意書提出者の比率」と自助、共助、そして公助をそれぞれ第1位とする回答者比率との相関係数は、自助で0.0691、共助で0.0282、公助では-0.0751であり、非常に弱い傾向ではあるが、同意書提出率は、自助意識とは正の相関、公助意識とは負の相関、共助意識とは無相関という傾向が見出された。

また、三木市の同意方式での要援護者支援への取り組み状況の周知（「知っている」か「知らない」）、取り組みを知らない回答者について要援護者に該当する家族（本人を含む）が自宅にいる場合の同意書提出意向（「提出したいと思う」か「提出したいと思わない」）、取り組みを知っている回答者について要援護者に該当する家族（本人を含む）が自宅にいる場合の同意書提出状況（「提出している」か「提出していない」）について、自助意識と共助意識が影響しているかどうかを見るために、性別、年齢、居住地区、職業、居住年数、住宅タイプ、自宅風水害危険性、自宅地震危険性、地域風水害危険性、地域地震危険性、自助得点、共助得点、単身世帯ダミー、風水害被害有ダミー、地震被害有ダミーを説明変数として2項ロジスティック回帰分析を行った。

結果は表2に示す通りであるが、職業と年齢と自助・共助の意識のほかに、居住地区がどこかが三木市での同意方式での要援護者支援の周知と知っている場合の同意書の提出状況に有意に影響していることが明らかとなった。ちなみに、居住地区の水準の基準となっているのは典型的な中山間地域である吉川地区（2005年に三木市に編入合併されるまでは美囊郡吉川町として独立した自治体）であり、口吉川地区と細川地区と志染地区は吉川地区よりは三木市中心地に近いが、吉川地区と同様に農業を中心とする中山間地域であり、三木地区は昔からの地域の中心地区である。一方、自由が丘地区と青山地区と緑が丘地区は、1954年に三木市に編入された旧志染村の行政区域に属する地区であるが、神戸市と結ぶ神戸電鉄粟生線の沿線にあり、1970年代から神戸市のベッドタウンとして一戸建て分譲住宅を中心に開発されてきたニュータウンである。また、三木南地区と別所地区は、地理的には神戸市や明石市に隣接しており、大都市近郊地域の特徴を有している地区という特徴がある。

5. おわりに

本研究では、災害文化の概念に注目し、災害時要援護者名簿の作成に同意方式を採用している自治体が多いことを踏まえ、同意方式での要援護者名簿を作成している兵庫県三木市をフィールドに、自治会別の同意書の提出状況を把握し、住民意識調査で得られた自助・共助・公助のどれを重要と考えるかの意識が要援護者名簿の作成作業の周知や同意書提出あるいは同意書提出意向という意思決定にどのように影響しているかを、三木市内の10の地区を説明変数に組み込んだ上で2項ロジスティック回帰分析を適用して、地区の持つ特徴あるいは災害文化の影響の有無の存在を明らかにすることを試みた。

本研究は未だに試行的な段階にとどまっているが、要援護者名簿の作成の基礎となる同意書提出の有無だけでなく、家具転倒防止や避難場所の確認などの防災対策を講じているかどうか自助・共助・公助の意識がどのように影響しているかについて、年齢や居住地区などの住民・世帯の影響の特徴の他に災害文化の存

在が明らかになれば、防災・減災の啓蒙や支援を地区別に絞り込むとともに、災害文化醸成・継承にも取り組めることになり、効果的かつ効率的な防災・減災に向けての施策の実施に資することができるものと考えている。

謝辞

本研究は平成 20 年度～22 年度科学研究費補助金基盤研究（B）「災害時要援護者支援のための地域情報共有基盤の構築」（課題番号：20310097）の一部を構成している。「災害時要援護者支援ならびに新型インフルエンザ対策のための市民意識調査」の実施にあたっては、三木市ならびに三木市区長協議会連合会の協力を頂いた。また、回答者の方々には長時間にわたる調査にご協力を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 有馬昌宏、「自助意識の高さは具体的な防災対策活動につながるか？ —兵庫県三木市での住民意識調査から—」、『日本災害情報学会第 12 回研究発表大会予稿集』，pp.95-100，日本災害情報学会，2010。
- 内閣府、「防災に関する特別世論調査」の概要，<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h21/h21-bosai.pdf>，2010。
- 牛軋・有馬昌宏、「地域社会における災害時要援護者の同意書提出状況と共助意識の関係」、『第 17 回社会情報システム学シンポジウム学術講演論文集』，pp.127-132，社会情報システム学研究会，2011。
- 林春男、「災害文化の形成」，『応用心理学講座 3 自然災害の行動科学』，福村出版，1988。